

スポーツ指導者憲章

前文

国際的には国際情勢の不安定化、地球規模での気候変動による自然災害、感染症をはじめとする疫病の流行等といった課題が生じ、国内的には少子高齢化や人口減少、地域間格差等の課題が生じている。

また、テクノロジー面では、AI（人工知能）やDX（デジタルトランスフォーメーション）など高度情報化が急速に進展し、社会が大きな変革を迎えている。

スポーツにおいても、競技人口の減少、都市部と過疎地域におけるスポーツインフラ等の顕著な格差、運動部活動の地域展開による学校と地域スポーツクラブ等の地域連携などが、スポーツの在り方や関わり方に大きな影響を及ぼしている。一方で、スポーツの楽しみ方やスポーツそのものの多様化も見られるようになってきている。

このような中、スポーツ指導の役割や方法も多様化し、スポーツの推進に寄与する指導人材であるスポーツ指導者に求められるものは大きく変化しつつある。

今まさにスポーツ指導者の適切な資質能力がこれまで以上に求められている。

この新たな時代に向かって、日本スポーツ協会、日本オリンピック委員会、日本パラスポーツ協会（以下「スポーツ統括団体」という。）の3者は連携・協働し、スポーツの普及と競技力向上に携わり、スポーツを生涯にわたって楽しむ個人、スポーツを行う集団や団体を支援し、さらにはスポーツ環境を整備する役割を担うスポーツ指導者の在り方を「スポーツ指導者憲章」としてここに示すこととする。

第1条 目的

スポーツとは、自発的な運動の楽しみを基調とした文化であり、人々がより良く生きるための根源的な欲求にその起源を持つものである。

スポーツ指導者は、誰もがスポーツを生涯にわたって安全に、かつ安心して楽しむ権利が保証される社会を実現する存在である。そのため、スポーツ指導者は、適切な知識・技能を身につけ、使命や責務を果たすことが社会的に求められている。

従って、スポーツ指導者は、社会的な信頼を得て、安心して自らの能力を発揮する場を持ち、その活動に対して十分な評価と支援を得られるべきである。

このようなスポーツ指導者が果たす使命・責務を示し、その権利を守るため、スポーツ統括団体は、公共性・公益性を備えるスポーツ指導者の在り方を示す。

第2条 スポーツ指導者の使命

スポーツ指導者とは、スポーツが持続可能で豊かな社会の発展に寄与することを深く理解し、スポーツがこれまでの歴史の中で育んできた文化的価値を高め継承するとともに、これからの変革に貢献していくための社会的な価値を発信し、スポーツのインテグ

リティを高める者である。

また、スポーツ指導者は、競技レベルに合わせた技術指導はもとより、それぞれの専門性を活かし、アスリート等を含む、様々な目的を持ってスポーツを楽しむ人々（プレイヤー）が自分らしくスポーツに親しむことができる社会を実現する使命を負う。

さらにスポーツ指導者は、プレイヤーが属するチーム、クラブ等の団体・組織の運営にあたって、スポーツ・インテグリティを適切に保護し、かつ、スポーツに関わるあらゆる人々の人権が尊重され、身体的・心理的な安全が確保された「セーフ・スポーツ」の環境を維持・構築し、プレイヤーが安全に、かつ安心してスポーツの文化的価値を享受できるよう努めなければならない。

第3条 スポーツ指導者の責務

スポーツ指導者は以下の責務を果たさなければならない。

- (1) 人間の多様性を尊重し、人と人を結び続けるスポーツの力を踏まえ、公正で福祉豊かな地域生活の創造に寄与する。
- (2) 地球規模の環境問題を意識し、スポーツによって環境と共生する持続可能なライフスタイルの創造に寄与する。
- (3) フェアプレー精神の涵養や相互理解の促進を通じて、平和と友好に満ちた世界の構築に寄与する。
- (4) プレイヤーやプレイヤーを支援する関係者（アントラージュ）が、互いに信頼し、資質能力を高めあうことにより、それぞれの Well-being（良好・幸福な状態）を目指す。
- (5) プレイヤーの権利や尊厳、人格を尊重し、公平に接し、暴力・暴言やハラスメント等、スポーツの未来を損なういかなる行為を一切許容しない。
- (6) 常に学び続けるとともに、自らの指導を振り返り、点検・評価を行い、それを活動に活かす。
- (7) スポーツ指導者がプレイヤーの学びの源泉となり、プレイヤーに思考を促す。

第4条 スポーツ指導者が備えるべき資質能力

スポーツ指導者は以下の資質能力を備えなければならない。

- (1) スポーツの意義と価値、未来への責任を理解し、コーチングの理念・哲学に基づく思考力・判断力。
- (2) プレイヤーや社会との良好な関係を築くために自らを高め、他者を理解し、社会の規範を遵守する態度・行動。
- (3) あらゆるスポーツの指導に共通するスポーツ医・科学の知識、指導対象に応じた専門的知識・技能。
- (4) プレイヤーの生涯を通じた人間的成長を長期的な視点で支援するために自らが学

び続ける姿勢。

第5条 スポーツ統括団体の責務

スポーツ統括団体は、連携・協働し、スポーツ指導者の存在が広く社会に承認され、公共性・公益性を備えるために、以下の責務に取り組む。

なお、これらの取組に際して、スポーツが楽しみを備えた遊びに起源を持つという歴史・文化的特性はもちろん、これまで各団体が果たしてきた役割を尊重しなければならない。

- (1) スポーツ指導者養成の共通したフレームワークの策定とその外部評価機関の設置。
- (2) 質の高いスポーツ指導者の育成のためのカリキュラム等を自己点検・評価する仕組みの構築。
- (3) 国際基準に照らした「モデル・コア・カリキュラム」の整備、スポーツ指導者の養成における大学・大学院等との連携。
- (4) スポーツ指導者が学び続けることができる環境の確保。
- (5) スポーツ指導者の活動を評価し、表彰する仕組みの構築。
- (6) スポーツ指導者を育成・支援する指導的な立場にある者の質の保障と制度化。
- (7) スポーツ統括団体及びその加盟団体が主催するスポーツ大会に出場するプレーヤー及び大会の水準に応じて適切なスポーツ指導者の帯同の義務付け。
- (8) スポーツ統括団体及びその加盟団体が組織するクラブ・チーム・教室でのプレーヤーの技能水準、志向に応じた適切なスポーツ指導者による指導の積極的な推奨。
- (9) 指導に対する応分の対価と正当な評価を得ることができるための仕組みの構築。
- (10) スポーツ指導者が安全かつ安心して指導することを可能にする制度の構築と環境の整備。

以上の取組により、スポーツ指導者が社会的な承認を得ることを可能とし、将来的に国家資格と同等な公的な地位を確保することを目指すこととする。